

大型機器メンテナンス建屋内における 休憩所サーベイの未実施について

2020年7月30日



東京電力ホールディングス株式会社

<概要>

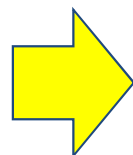
タンク除染・保管委託作業に伴い、大型機器メンテナンス建屋2階に休憩所（汚染のおそれのない管理対象区域）を設定しているが、2020年7月1日から8月31日まで本作業を中断し、その間、同建屋内において大型機器除染装置点検工事で本休憩所を使用している。

休憩所を使用する際は、汚染のないことを確認するため、毎日1回、表面汚染密度と空気中放射性物質濃度を測定することが実施計画に要求されているが、7/1, 7/3, 7/6に当該の測定を実施していなかった。

○実施計画第60条の要求事項

汚染のおそれのない管理対象区域内における測定項目について、表60-2に定める頻度で測定する。

「表面汚染密度」
「空気中放射性物質濃度」



毎日1回
(設定されている期間)
※ただし、人が立ち入れない措置を講じた場合は除く

2. 休憩所の使用実績及びサーベイ実施状況（7/1～）

<休憩所の維持管理基準値>

表面汚染密度 : $\leq 4\text{Bq/cm}^2$

空气中放射性物質濃度（ダスト濃度） : $\leq 2.0 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$

使用実績日	表面汚染密度 確認状況	空气中放射性物質濃度 確認状況	サーベイ未実施の協力企業 へのヒアリング結果
7/1（水）	×	×	着替えのみだったためサーベイ不要と判断していた。
7/2（木）	○	○	
7/3（金）	○	×	1日おきにサーベイを実施すればいいと思っていた。
7/4（土）	—	—	使用なしのため実施なし
7/5（日）	—	—	使用なしのため実施なし
7/6（月）	○	×	ダスト濃度の測定は休憩所の外側(Gzone)をサンプリングしていた。
7/7（火）	○	○※	

※ダスト濃度の測定は実施していなかったため、測定結果を管理する当社所管グループにて実施。

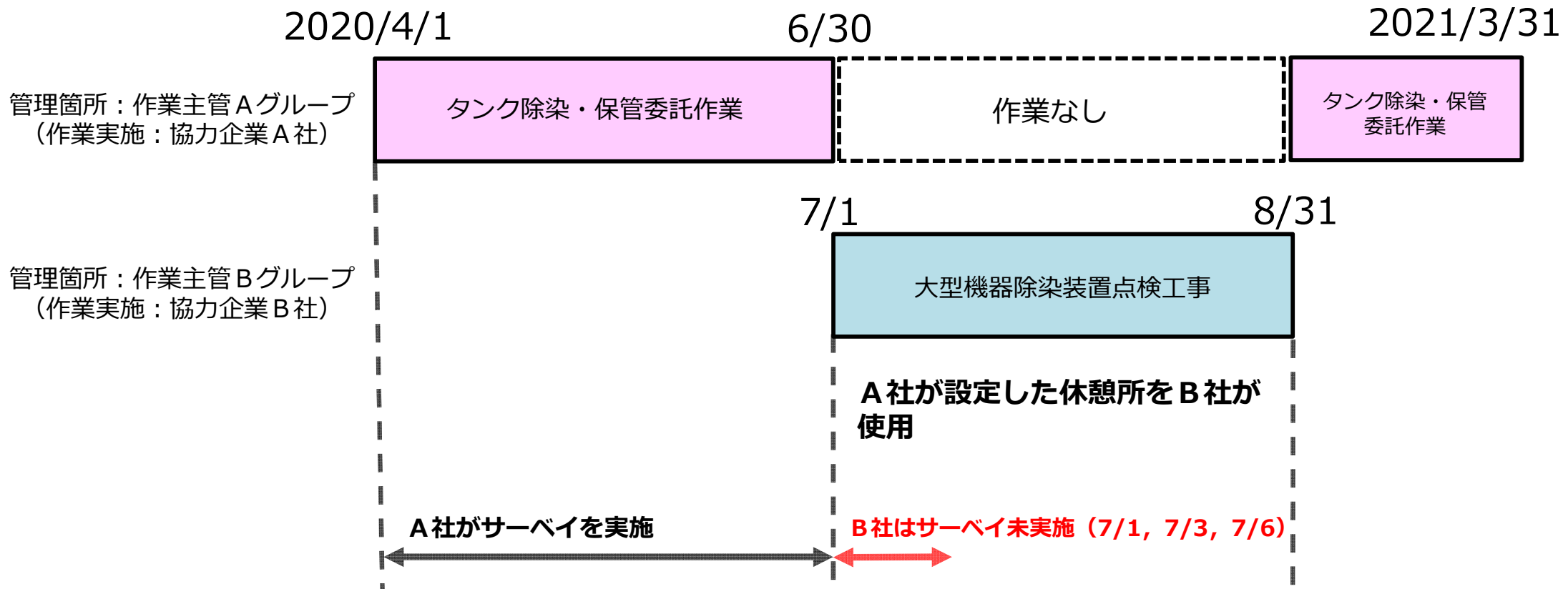
○：維持管理基準値を満足していることを確認

×：維持管理基準値を満足していたか確認できていない

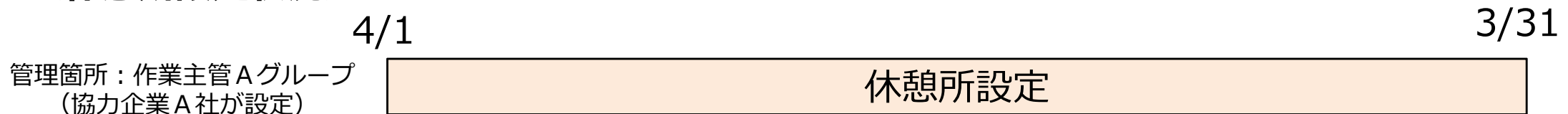
なお、休憩所に入る前に身体サーベイを行って、汚染がないことを確認して入室していること、入退域管理棟のゲートモニタにおいても未実施の休憩所を使用した作業員に顔面汚染は発生していないことから、内部取り込みはないと考えている。また、6/30と7/2、7/7の休憩所のサーベイ結果で汚染は検出されていないことから、未測定であった7/1、7/3、7/6においても汚染はなかったと考えている。

3. 大型機器メンテナンス建屋作業及び休憩所設定状況

<大型機器メンテナンス建屋での作業>



<休憩所設定状況>



4. 現時点で抽出した問題点と対策

【問題点について】

- (1) 測定結果を管理する当社所管GMは、測定結果に異常があった場合は同日中の報告を求めていたが、毎日1回測定したことの確認は同日中には行っておらず、毎日の測定が行われていなかったことにすぐ気付かなかった。
- (2) 当社作業主管AグループおよびBグループのGMは、7/1以降、休憩所を使用する箇所に引き渡す際、放射線管理仕様書に定める区域変更（エリア解除又は引き継ぎ）や測定について、引き継ぎ手続きを行わなかった。
- (3) 協力企業B社は、休憩所を使用する際、放射線管理仕様書で要求している測定について理解しておらず、測定を実施しなかった。

【対策について】

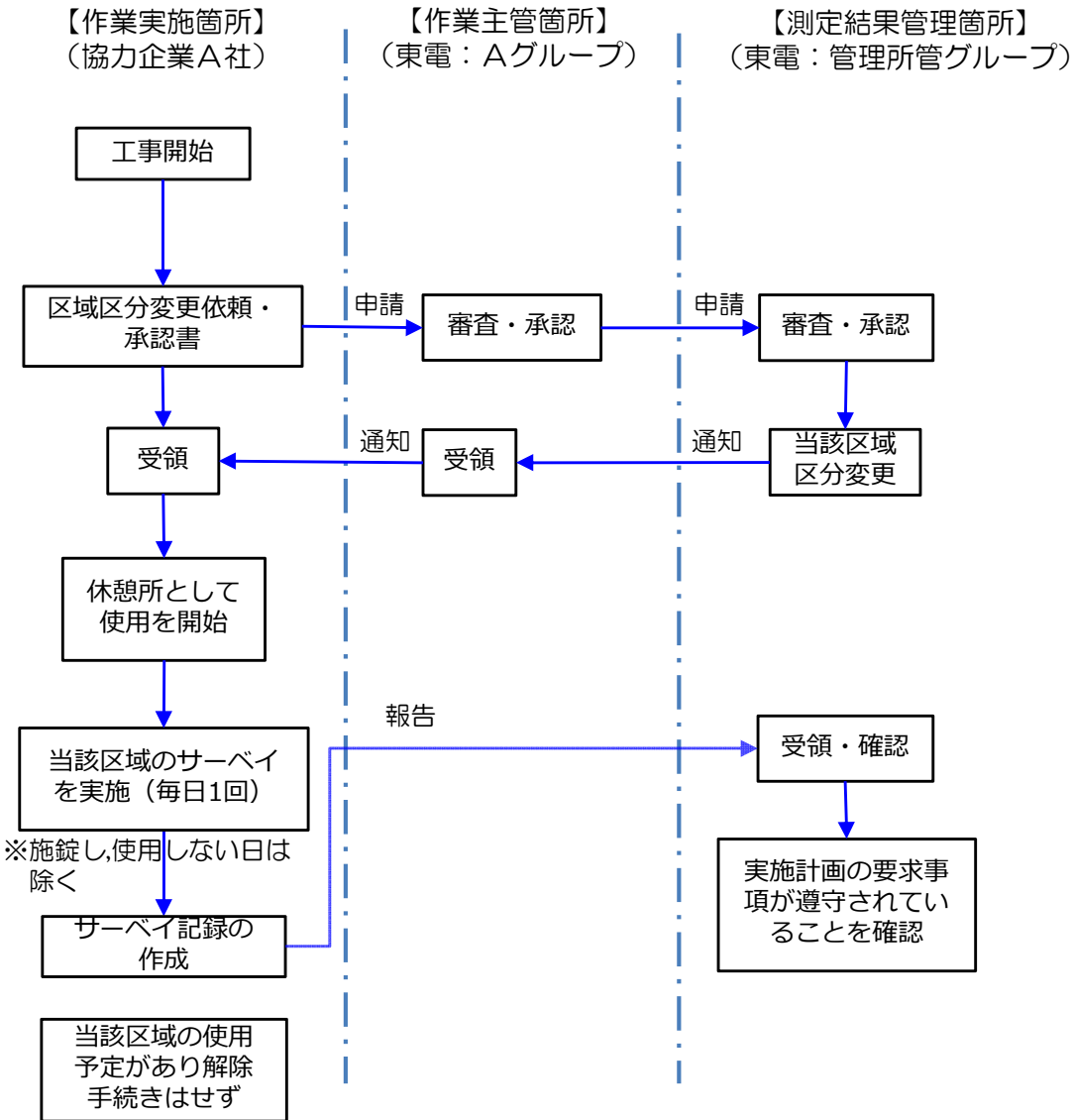
現時点で抽出した問題点をふまえ、応急的な対策として以下を実施。

- (1) 当該休憩所を含め、1F構内で休憩所を設定している全ての協力企業（7月現在で9社）に対して、サーベイ結果を即日連絡することを周知。（7/10実施）
- (2) 当該休憩所の設定箇所を、6月末で一旦、作業を中断している当社作業主管AグループのGMから、7月以降当該休憩所を使用する作業の当社作業主管BグループのGMに引き継ぎを実施。（7/10実施）
- (3) 当該休憩所を使用し測定を実施する協力企業B社（サーベイ未実施であった当該企業）に、放射線管理仕様書の要求事項を再周知。（7/9実施）

問題点抽出の継続と背後要因を含めた深掘りを実施し、恒久的な対策を検討していく。

【参考】 2020/4/1～2020/6/30と2020/7/1～の状況

・ 2020/4/1～6/30タンク除染・保管委託



・ 2020/7/1, 7/3, 7/6 (大型機器除染装置点検工事)

